

別冊 1 - 2

令和 4 年度

取組概要（施策別）

令和 4 年 6 月

三 重 県

《子ども・福祉部 修正・抜粋版》

施 策 別 目 次

の柱本四	政 策	施 策		頁
の実現Ⅲ 共生社会	13 福祉	13-1	地域福祉の推進	1
		13-2	障がい者福祉の推進	5
IV 未来を拓くひとづくり	15 子ども	15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	7
		15-2	幼児教育・保育の充実	11
		15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	13
		15-4	結婚・妊娠・出産の支援	15

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①「重層的支援体制整備事業」について、市町における包括的な相談支援体制の整備に必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組みました。その結果、令和3年度から5市町が同事業を開始しており、令和4年度は新たに4市が取組を進めています。今後、より多くの市町で取組が進むよう、未実施の市町に寄り添いながら、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援や、導入促進の場づくり等を行っていく必要があります。
- ②コロナ禍で現地での対面による指導監査が困難となる中、オンラインを活用した指導監査を実施したこと、感染防止対策はもとより、移動時間の削減や事業所等の負担軽減につながっています。引き続き、適切に指導監査等を行い、福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ③要配慮者の福祉ニーズを把握し、災害時の適切な支援につなげるため、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム（三重県D W A T）」の養成研修等を行っています。今後も、D W A Tの体制を強化するとともに、福祉避難所の運営支援や広域受援体制の整備等に取り組む必要があります。また、社会福祉施設等における事業継続計画（B C P）の策定を推進する必要があります。
- ④高齢単身世帯が増加し、地域コミュニティ機能が低下する中、負担感や困難さが増している民生委員・児童委員活動の質の向上を図るための研修を実施するとともに、モデル事業として活動報告のオンライン化などＩＣＴを活用し、活動の活性化や効率化に向けた支援に取り組みました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより一層効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ⑤ひきこもりが大きな社会問題となる中、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等を対象としたアンケート調査結果や、学識経験者等で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」での議論などをふまえ、「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。今後は、ひきこもりに対する誤解や偏見を解消し、ひきこもりに関する理解を促進するとともに、ひきこもり当事者やその家族が社会から孤立しないよう、最も身近な相談窓口となる市町をはじめ、関係機関との連携による切れ目のない包括的な支援体制づくりに優先的に取り組んでいく必要があります。
- ⑥関係機関・団体等と連携し、自殺対策行動計画に基づく取組を進めるとともに、市町における自殺対策の推進に向け、市町担当者的人材育成等に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、相談体制の強化に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、引き続き、社会環境の変化に応じた総合的な自殺対策の推進が必要です。

⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の生活困窮者自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」への相談が依然として多数寄せられていることから、相談支援員やアウトリーチ支援員の増員等を通じて強化した相談支援体制を維持し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援や、増加する外国人からの相談対応等を行いました。また、生活保護の申請件数も増加傾向が続いていること、適正な保護の実施に努めています。今後とも相談者に寄り添いながら、適切な支援を継続的に行っていく必要があります。

⑧「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及啓発などに取り組んでいます。また、事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化等を支援しています。今後も、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方の浸透を図るとともに、誰もが安全で自由に移動できるよう取組を進める必要があります。

⑨県戦没者追悼式を開催するとともに、参列できなかった方々に向けて式典の様子を県HPに公開しました。なお、沖縄「三重の塔」での慰靈式については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和3年度の開催を中止しました。引き続き、遺族支援を中心に据えた取組を進める必要があります。

令和4年度の取組方向

子ども・福祉部

①多くの市町が重層的支援体制の整備に取り組めるよう、市町への交付金の交付に加え、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、複合的な課題を抱える相談者等を把握し、適切な相談支援機関等へつなぐことのできる人材育成等に取り組みます。

②社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、現地監査とオンライン監査の組み合わせなどにより、効率・効果的な指導監査等を実施し、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図っていきます。

③災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）」の体制強化や、県外からの介護職員等の受援体制の整備を進めます。また、災害等にあっても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

④令和4年12月の一斉改選が円滑に行われ、民生委員・児童委員が滞りなく活動できるよう、市町に対する委員推薦に係る経費の補助や、新任委員を対象とした研修会の開催等に取り組みます。

⑤「三重県ひきこもり支援推進計画」の計画初年度の取組として、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った切れ目のない包括的な支援体制の構築や社会全体の機運醸成のため、市町における相談支援機能の強化や当事者等の居場所づくりに向けた支援、積極的な情報発信等に取り組みます。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する方が増加しているため、三重県生活相談支援センターにおけるアウトリーチ支援員等による相談支援体制の強化とともに、相談者に寄り添った相談支援に取り組みます。また、速やかな生活保護決定など、関係機関と連携して生活に困窮する方の支援に取り組みます。

⑦「第4次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」に基づき、ユニバーサルデザイン（UD）の意識づくりや、UDに配慮された施設整備、公共交通機関のバリアフリー化などに取り組みます。また、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題をふまえた次期計画を策定します。

⑧県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰靈式等を通して、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。

医療保健部

⑨新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まっている状況をふまえ、関係機関・団体等と連携し、支援者の人材育成やこころの健康問題に関する正しい知識の啓発等に取り組みます。また、令和4年度末までを計画期間とする「三重県自殺対策行動計画」について、次期計画の策定に取り組みます。

施策13－2 障がい者福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、人材育成や多職種連携に取り組んでいます。また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児・者相談支援センター」を令和4年4月1日に開設しました。今後も、医療、保健および教育等の分野と福祉分野が連携し、地域での受け皿を整備するとともに、「医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者が居住する地域に関わらず適切な支援が受けられるよう取り組む必要があります。
- ②障がい者の地域移行や地域生活支援に向けて、グループホームの整備等を促進しています。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行うとともに、障害者優先調達推進法に基づく優先調達にも取り組んでいます。今後も、ニーズの高い重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、工賃向上に取り組む必要があります。
- ③農林水産業における障がい者の就労の促進に向け、農林水産事業者や福祉事業所からの相談等に対応するワンストップ窓口の設置や農業の現場で障がい者への指導にあたる専門人材の育成等に取り組んでいるところです。今後は、林業や水産業の現場への障がい者の施設外就労を拡大するとともに、作業に従事する障がい者の体調管理や現場環境の改善、生産された農産物の効率的な出荷・運送体制の整備が必要です。
- ④精神科病院の長期入院患者の地域移行や地域生活を支援する取組を実施しています。引き続き、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。また、依存症対策として、相談拠点や治療拠点機関、専門医療機関を整備し、連携体制の構築を進めています。発症、進行および再発の各段階に応じた対策を講じ、依存症当事者とその家族等への支援を行う必要があります。
- ⑤障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい社会の実現に向けて、広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置して障がい者やその家族等からの相談に対応しています。また、障がい者虐待の未然防止のため、施設等職員などへの研修を実施するとともに、虐待事案が発生した施設等への改善に向けた指導を行っています。引き続き、障がいを理由とした差別の解消に向けた啓発や相談体制の整備、虐待の防止に取り組む必要があります。

令和4年度の取組方向

子ども・福祉部

- ①令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児・者が社会全体で支えられ、居住する地域に関わらず適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児・者相談支援センターにおいて、当事者や保護者等からの相談への対応、情報提供や助言、関係機関への研修の実施と支援の調整等を行います。また、人材育成等により地域での受け皿の整備にも取り組みます。

②障がい者の地域生活を支援するため、障害福祉サービスの確保を図るとともに、グループホームや重度心身障がい児・者の中活動の場等の整備促進に取り組みます。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援等を行います。さらに、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、各部局と連携して調達目標額の達成に向けて一層の調達拡大を図ります。

③障がいを理由とする差別の解消をめざし、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発や障がい者への理解促進に向けた取組を進めるとともに、体制を整備して相談対応および紛争の解決を図ります。また、障がい者虐待への適切な対応のため、市町や施設等職員などに対して研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待の発生した施設等に対する改善に向けた指導等を行います。

農林水産部

④障がい者の施設外就労を拡大するため、農林水産事業者と福祉事業所のマッチング活動を支援するほか、特に、林業・水産業の分野において、コーディネート人材を育成するとともに、農福連携の生産性の向上に向け、生産された農産物の集出荷体制の構築やスマート技術の導入による労働環境の改善に取り組みます。

医療保健部

⑤「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アウトリーチ事業やピアサポートを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。また、依存症対策について、令和3年度に策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進します。

施策15－1 子どもが豊かに育つ環境づくり

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①「三重県子ども条例」に基づき、地域の方々や企業・団体が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出を進めています。また、子どもの相談を受け止める子ども専用の相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。今後は、子どもの権利に係るさらなる理解促進、子どもが主体となつた活動の充実を検討する必要があります。
- ②子育て家庭の孤立を防ぐため、ワークショップの開催や子育てのヒントなどが学べるWeb講座の充実を図っています。今後は、市町においても主体的な取組がさらに展開されるよう、これから家庭教育支援のあり方を検討していく必要があります。
- ③男性の育児参画への関心や理解を深めるため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」に取り組むとともに、ワークショップを通じて男性の育児参画の質の向上を図っています。令和4年4月から改正育児・介護休業法が順次施行されるのを機に、さらなる男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- ④経済的に困窮しているひとり親世帯や、課題を抱えていても声を上げられない子育て世帯等の増加が懸念されているため、子どもや保護者等が気軽に集える子どもの居場所づくりを支援しています。今後は、学習支援などの取組を行う子どもの居場所の活動を支援する必要があります。
- ⑤ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援に取り組んでおり、引き続き取組を進めるとともに、適切な情報提供等に取り組む必要があります。
- ⑥家族の介護や世話など年齢に見合わない負担を負い、自らの育ちや学びに影響を及ぼしているヤングケアラーと呼ばれる子どもたちに対して支援を行うため、支援の状況把握や関係機関等における課題の共有を進める必要があります。
- ⑦私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行っています。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑧県立高校の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給、経済的な事由により修学が困難な生徒に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金においては、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行っており、引き続き、高校教育に係る経済的負担の軽減を図るために支援を行っていく必要があります。

⑨身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて小児科医等を対象とした連続講座を開催しています。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口などによるネットワーク構築を支援しています。さらに、途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「C L Mと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しています。引き続き、支援が必要な児童への取組を進める必要があります。

令和4年度の取組方向

子ども・福祉部

①子ども一人ひとりが大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、子どもを支援したいという思いを持つ企業等や地域の皆さんのが、より主体的に子育て支援活動に関わる仕組みを検討するなど、子どもの権利が守られ、子どもの育ちを見守る取組を進めます。

②コロナ禍で、親も子も家庭で過ごす時間が増えたことで、子どもとの接し方に悩む保護者がいるなど、家庭を取り巻くさまざまな環境の変化を捉え、これから家庭教育支援のあり方を検討します。

③男性が育児休業を取りやすい環境づくりに向けて、企業を対象としたセミナーや情報発信に取り組むとともに、男性の育児参画に向けた気運を醸成するため、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組みます。

④生まれ育った家庭の経済状況等により、子どもの学習や体験機会が奪われ、将来の夢を諦めてしまうことがないよう、子ども食堂等の居場所を拠点とした学習支援や体験機会の充実など、身近な地域での支援体制を強化する取組を進めます。

⑤ひとり親家庭の就業や自立を促進するため、就労支援を行うとともに、効果的な情報発信等により、さまざまな支援に適切につなげる取組を推進します。

⑥ヤングケアラーの早期発見や適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会等を通じた実態調査や研修等を行います。

⑦子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組みます。また、発達障がいの初診待機を解消し、早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「C L Mと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。

環境生活部

⑧家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行います。

教育委員会

⑨高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行います。また、小中学校における就学援助費の「新入学用品費等」の入学前支給について、引き続き市町の状況を把握し、早期支給を働きかけていきます。

施策15－2 幼児教育・保育の充実

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①保育所等への待機児童を解消するため、施設整備等の支援や、低年齢児保育のための保育士の加配など支援を行っています。また、保育士確保や就労継続のために保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談や新任保育士の就業継続支援研修を行うとともに、Webサイト「みえのほいく」で職場環境の改善に取り組む保育所の紹介等を行っています。引き続き、待機児童解消に向けた取組を進める必要があります。
- ②地域の子育て支援を充実するため、病児保育事業の施設整備や運営、障がい児等の受入に向けて支援を実施しています。引き続き、地域の実情に応じた子育て支援の取組を進める必要があります。
- ③放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、支援員認定資格研修や資質向上研修等を実施しています。また、地域の人材を活用した放課後子ども教室の運営への支援に取り組んでいます。引き続き、放課後児童クラブや放課後子ども教室への支援を行う必要があります。
- ④私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、幼稚園教諭の待遇改善の取組や運営経費を補助しています。引き続き、個性豊かで特色ある幼児教育の充実に向けた支援を行う必要があります。

令和4年度の取組方向

子ども・福祉部

- ①保育士等の不足により生じる待機児童の解消や幼児教育・保育の質の向上に向けて、保育士育成の取組への支援や待遇改善、保育職場の環境改善の取組を支援します。あわせて、保育の仕事の魅力発信を行い、保育士の確保を支援します。
- ②病児、医療的ケア児、障がい児、家庭環境に配慮を必要とする子どもの保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ③保護者が昼間家庭にいない小学生の育成支援や安全・安心な居場所の確保のため、放課後児童クラブの施設整備や運営費の補助を行います。また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料を補助します。さらに、地域住民等の参画を得て、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対する支援を行います。
- ④私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、充実した幼児教育に取り組めるよう支援するとともに、幼稚園教諭の待遇改善への支援を行います。

教育委員会

⑤県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、施設や保育者が研修に活用できるよう情報提供します。保育人材の専門性の向上を図るため、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、県教育委員会、幼児教育センター主催の研修に加え、新たに保育士等を対象とした研修を保育者のライフステージと資質能力ごとに整理、見える化します。小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小接続アドバイザーを配置し、各施設等での取組に関する指導・支援を行います。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

施策15－3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数が増加する中、県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムを運用するとともに、専門職の増員を進め、児童相談所の虐待対応力の強化を図っています。また、市町の対応力強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行っています。今後も、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所における専門職の増員を進めるとともに、拠点未設置市町の早期設置に向けた取組を進める必要があります。さらに、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ②「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォースタリング機関を県内に3か所設置し、里親制度の普及啓発を行っています。引き続き、里親委託の推進に向けて、フォースタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においてもより家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。また、施設退所者等の自立に向けた支援に取り組む必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用やリスクアセスメントツールの運用、児童福祉司等の専門職の増員を進めます。また、市町の児童相談体制の強化のため、要保護児童対策地域協議会の体制強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行います。さらに、外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。加えて、子ども等が相談しやすい環境整備のため、SNSを活用した相談支援を行います。
- ②「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、フォースタリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。また、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、児童養護施設退所者等の自立に向けて、切れ目のない支援に取り組みます。

施策15－4 結婚・妊娠・出産の支援

【主担当部局：子ども・福祉部】

現状と課題

- ①子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会を確保するため、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を引き続き提供する必要があります。また、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談しやすい体制を強化する必要があります。
- ②結婚を希望する方のニーズをふまえ、みえ出逢いサポートセンターにおいて、相談支援や出会いの場の創出に取り組んでいます。コロナ禍で出会いの機会が減少しているため、引き続きニーズに応じた取組を進める必要があります。
- ③不妊や不育症に悩む方への精神的支援について、不妊専門相談センターで相談対応を行うとともに、不妊ピアソポーターによる当事者の精神的なサポートに取り組んでいます。また、令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴い、国の特定不妊治療助成制度は終了しましたが、県独自の新たな特定不妊治療費助成制度を創設しています。さらに、治療と仕事の両立に向けては、理解促進のための講演会等を開催するとともに、企業内で治療への理解を深めるための不妊症サポートの養成などに取り組んでいます。引き続き、当事者に寄り添い、精神的・経済的支援や両立支援に取り組む必要があります。
- ④産後の子育ての孤立感等を軽減するため、産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等を対象に、母子保健コーディネーターの養成研修を引き続き実施し、地域における専門人材の育成を行う必要があります。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する医療専門職によるケアや、濃厚接触者など、不安を抱える妊産婦に対する相談支援体制を整備する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①家族生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えてもらえるよう、思春期世代を対象としたセミナーの開催や普及啓発に取り組みます。また、妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。
- ②結婚を希望する方に対して安全で信頼できる出会いの場を提供するため、市町や企業等が行う出会い系イベントの開催等を支援するとともに、県と市町が連携した広域的な出会いの場の創出などを進めます。
- ③不妊や不育症に悩む方の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。また、不妊治療と仕事の両立に向けた支援に取り組むとともに、県独自の新たな特定不妊治療費助成について、市町と連携のうえ実施します。

④各市町において妊娠・出産から育児まで切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、専門人材を養成するとともに、関係機関の連携を強化し、産前産後の支援体制の充実に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症等に対して不安を抱える妊産婦等が、健やかな出産・育児を行えるよう、専門職に気軽に相談できる体制を整備します。